

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	令和元年度第3回寒川町自殺対策計画推進協議会		
開催日時	令和元年10月1日(火) 13時00分～14時25分		
開催場所	東分庁舎 第1会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	出席者：桑原委員、高山委員、佐藤委員、曾我委員、森井委員、小西委員、三留委員、花山委員、野田委員、塚田委員、井上委員、稲葉委員、小泉委員 欠席者：笹森委員 事務局：中島町民部長、芹澤町民窓口課長、袴田町民窓口課主査 傍聴者：なし		
議 題	(1)「(仮称)寒川町自殺対策計画」(素案)の確定について (2)パブリックコメントの実施について		
決定事項	・議事録承認委員は、輪番制。 今回は、曾我委員及び小西委員が務めることを確認。		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	1 開会 芹澤町民窓口課長  2 あいさつ 花山会長  3 議事録承認委員の指名 承認委員は輪番制。今回の承認委員は、曾我委員と小西委員が務めることに決定する。  4 議題 (1)「(仮称)寒川町自殺対策計画」(素案)の確定について (2)パブリックコメントの実施について		

【花山会長】 それでは、議事に入らせていただきます。次第に従いまして4番、議題の(1)「(仮称)寒川町自殺対策計画」(素案)の確定について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、計画素案(修正版)をご覧ください。第2回会議で委員の皆様からいただいたご意見をもとに、修正を行った部分を中心に説明させていただきます。

その後、再度、委員の皆様からご意見をいただき、本日は協議会として案を確定していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事前にお配りした素案には、表紙と目次がございましたので、本日、表紙と目次の案を作成し配付させていただきましたので、あわせてご覧いただければと思います。

副題は、厚生労働省の作成の手引きの副題「～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」の社会というところを寒川町に変えて仮のタイトルをつけさせていただいておりますが、計画名についてもご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、事前に配布させていただいた素案の第1章についてですが、第1章については、特にこちらで変更をかけておりません。第1章については以上です。

【花山会長】 第1章については、前回からの変更点はないということのようですが、委員の皆様からは何かご意見等はございますでしょうか。

【井上委員】 3ページの計画の期間のところですが、中間の見直しが2020年度の末に入っております、多分、次期寒川町総合計画の計画に合わせた形で2020年度の末ということにされたと思うのですが、まだ1年しかこの計画に沿って行っていない中で、中間見直しが果たしてできるのだろうかというところが、少し心配になりました。

多分、中間見直しのできるものとするれば、ゲートキーパー養成研修の数であるとか、何とか教室の数であるとか、キャンペーンの回数であるとか、そういう取組の回数というのを3月に締めて、4月の末ぐらいには出るかなとは思いますが、そこで見直しをかけて1年間やったものを修正するというのは、そのまま同じような計画になってしまいますし、修正を評価する期間もないのではないかと思います。次期寒川町の総合計画ができて、自殺計画を2年ぐらいやってみて、その総合計画に合った形で自殺計画が進行しているかどうかを見て、修正して残り3年をやるとか、そういう形はどうかと、1年で見直しは難しいのではという素朴な疑問が湧いてきたところです。

【花山会長】事務局のほうではいかがですか。

【事務局】ここでの中間見直しは、取り組み自体が総合計画から外れてしまったり、大きく変わったりしていないか、事業内容というよりは、基本施策とした取組が総合計画と大きくずれていないかの確認をとるという意味の中間見直しということで表記させていただきました。

【事務局】補足をさせていただきますが、町の総合計画が今年度から2020年度で一旦、2020プランは終了になりまして、今年度から次期計画の策定に着手をしているのですが、かなり大幅な見直しが予想されております。

それもございまして、2020年度の段階で、1年間、自殺計画の場合は実施をして、その段階と、それから、その次期の総合計画の大体のあらましがもう2020年度中には出てまいりますので、それとすり合わせをして、2021年度に実施するに当たって、見直しが必要なものは年度末といえますか、年度初めになってしまうかもしれないのですが、そこで見直しをさせていただこうと考えております。

そうしますと、総合計画で位置づけられる実施計画の中にいろいろと、この後、事業をどのような実施計画に位置づけるかというのが、細かい部分は検討が進められるのですが、その中で自殺対策のこの計画に位置づけられている事業なり取組なりが見直されて、今、位置づけている部分と合わなくなったり、また、見直しが必要だったり、追加しなければいけなかったりというところがあった場合には、その段階で、一旦、まずは見直しをさせていただこうと考えております。

その後、計画の期間の表の上にも文章で表記をさせていただいているのですが、計画期間内であっても、必要な見直しを行うこととするということで、例えば2021年度、2022年度、新しい次期の総合計画の下で、この自殺対策計画を行った中で、やはり見直しが必要ではないかというときには、この中間見直しのほかにも必要に応じて見直しをさせていただこうと考えておりますので、そのような形でお願いできればと思います。

【井上委員】わかりました。

【花山会長】桑原委員、よろしいですか。

【桑原委員】私も、今の事務局の説明があった点で、念のため確認をさせて頂きたいと思っていました。おそらくそういうことではないかと思っておりましたが、事務局より明確にご説明をいただきましたので、これで結構です。

【花山会長】そのほかの部分でいかがでしょうか。

【小泉委員】表紙のところに戻って恐縮なのですが、全体を通しての年度の表記について、今、最初の3ページあたりですと2019年度というような表記で、見出しのほうが令和という形で元号を使っている。途中途中の資料については、おそらくプロファイルなどから持ってきているので西暦になっているのではないかという気もします。その辺の統一感が少し無いと思いましたので、チェックしていただきたいと思います。

【花山会長】よろしいですか。

【事務局】併記する形で統一させていただきます。

【花山会長】ほかにいかがでしょうか。

【井上委員】1ページなのですけれども、中段の中に、「生きることの包括的な支援」と両括弧で入っていて、私たち委員はよくわかるのですが、町民の方々が生きることの包括的な支援という少しわかりにくいような表現で大丈夫かと思ひまして、ちょうどこの下に空欄が七、八センチあるものですから、このところに、生きることの包括的な支援とはといったコメントを入れると、町の人が誰でも見たときにわかりやすいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

町民代表の委員などはいかがですか。「生きることの包括的な支援」と書かれたときに、何ですよとすぐ言えますでしょうか。

【小泉委員】1ページ目なので、確かに突然に出てきたということになるのではないかという気がします。

だんだん、取組などを読んでいく中で、最後になって、ああ、そういうことねということになると思うのですが、確かにおっしゃるとおり、1ページ目というところがつらいかと思ひます。

【井上委員】生きることの包括的な支援というテーマですと来ているので、少し補足してあげたほうが親切ではないかと思ひます。

自殺に至る経過の中で、4つ以上の要因があるとか、あるいはいろいろなことに繋いでいくとか、自殺に至る要因は、家庭不和とか、経済とか、健康とか、いろいろなことがあるから、全体を包括して支えるというように。自分のところに来た相談は、そこだけで終わりにせずに、みんなで気付いてあげて、支えていくという意味が、多分、生きることの包括的な支援ではないかと。また、桑原先生に詳しく聞くとわかると思うので、簡単に補足するのはいかがかと思ひたのですが。

【桑原委員】今、ご意見のあった包括的な支援という概念は、いろいろな意味合いがあつてどのように理解するのかはなかなか難しいですね。例えば、地域社会システムとしての包括的な支援という場合もありますし、方策としての包括的な支援という場合もあります。

ただ、包括的な自殺対策支援について考えるためには、自殺者 3 万人問題が発生してから今日までの取り組みの経緯を振り返る必要があります。

平成 10 年当初は、自殺する人は何らかの心の病にかかって自殺するとされていたので、自殺防止には、心の病の治療や予防体制の整備をするしかないということで、精神科医療まかせでの対処から始まりました。そして、その後の 8 年間で、精神科の利用者と抗うつ薬等の使用量が直線的に増えましたが、自殺者は全く減らなかった。そうしたなか、民間団体の人達が、自殺で大切な人を失った遺族の話の聞きとりなどを行い、自殺者は、心の健康の問題だけではなく、心理社会・経済的な問題など様々な困難を抱えて次第に自殺へと追い込まれているのだということがわかってきました。だから、自殺者を減らすには、医学的モデルでの対応ではなく社会全体で、様々な支援ニーズに取り組まなければならないとされるようになりました。

そして、国ぐるみで様々な立場の人達による総合的な支援を行うための法律と国家戦略が決められて社会モデルでの包括的支援が展開されることとなりました。その後、自殺者は、毎年、着実に減るようになった訳です。そして、こうした自殺対策の経緯をふまえた今後の国の自殺対策のありかたの再検討がなされるなかで、自殺者が減ったのは、自殺に傾いた人の抱えている様々な問題を、行政や地域の人達が直接的に肩代わりして解決してあげたからではなく、自殺に傾いた人が、本来もっている「生きる力」を取り戻し、自ら困難に立ち向かえるようになるための支援ができたからではないかという気づきがなされたわけです。

その結果、これからの自殺対策は、自殺に追い込む要因を減らす支援だけではなく、人がもつ「生きる力」を引き出し育む支援が必要とされるようになりました。そして、今日では、体、心、暮らしの健康づくりという、公衆衛生的な視点での支援も含む「生きる力を育むための包括的な支援」が求められることになったと私は理解しています。

というわけで、さっと「生きるための包括的な支援」と言ってしまうとそのまま流れていってしまうのですが、こうした方針の変化の経緯を寒川町としてどのように理解するかで、町の計画づくりの方針が、より明確になってくるのではないかという気がします。

**【事務局】** ただいまいただいたご意見で、確かに自殺対策の大綱なりでうたわれている言葉をそのまま引用して載せてきてしまったものですから、自殺の大綱などを読み込むと、今、桑原委員からございましたとおり、これ

までの多方面からの自殺防止という視点だけでなく、生きるということを支えるという視点での施策も含めた施策が必要というところで、「包括的な」という言葉が入れられてきているのですが、それをわかりやすく説明ができるかどうかというのは非常に難しいところです。また、今回の法改正や大綱で示しているところを、全て網羅した形で説明をしないと説明し切れないのではないかとこのところがございますので、事務局のほうでも、一旦、ご意見を承って考えさせていただければと思います。

もう少し簡単に生きることの包括的な支援というのが、いろいろな分野での施策と有機的に連携を図ってというような形で、それもまた少し抽象的と言われてしまうのかもしれないのですが、そのような形で表現が可能かどうか検討させていただければと思います。

【花山会長】 よろしいでしょうか。

【井上委員】 もし良ければ、桑原先生、少しコメントや説明を書いていただいて、事務局のほうにお渡しいただけませんか。

【桑原委員】 なかなかまとめるのが難しいですね。保健、医療、福祉などの領域での総合的な取り組みという視点もありますし、今回は、もっともっと社会的なことも含めて、働く場や地域で生活する高齢者のためのライフの視点での包括的支援という見方もあります。また、やはり学校という場での取り組みという問題が大きいです。教育の中で生きる力を育むための取り組みをするという課題です。こういったことも含めて考えないと包括的な支援にはならないです。

もう一つ、計画の見直しという話もありましたが、やはり初めから完璧な計画はないので、まず、実現可能なものから始め、その結果をきちんと評価して寒川町の総合計画をより良いものに練り直していくということが必要になると思います。

今の、計画書のなかに「生きることの包括な支援」についての簡単な説明を入れてみてはどうかというご提案は、なかなか難しいことですが、また少し自分なりに整理をしてみて、お伝えできるようであれば、原案を作り事務局にご報告させていただきたいと思います。

【井上委員】 ぜひ、力を貸していただければと思います。

【事務局】 生きることの包括的な支援とはという形で説明するとなるとなかなか難しいところがございますので、例えば、「この改正により、自殺対策が保健と医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携が図られ、生きることの包括的な支援として実施されるべき」といったような、頭に少し、今回、いろいろ取り組まなければいけない分野を並べた

上で、それと関連して「生きることの包括的な支援」といったような表記で、もし可能であればそのように訂正させていただければと思います。

生きることの包括的な支援の説明となると非常に難しく、ほんとうに全体をご説明しなければというところもございますので、いわゆる精神衛生とかそういった部分だけではないと、いろいろな分野の関連施策と連携をしていかなければいけないという言葉、このかぎ括弧の前に加えさせていただくということで、ご理解いただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

【花山会長】 よろしいですか。

【小西委員】 私も、今の課長のご説明でいいかと思います。例えば、包括的な支援というのは、あらゆる分野があって、それを一つずつ説明するのは、ほんとうに不可能だと思いますし、この後に書かれている文言を考えますと、やはり、今、課長がおっしゃったように、主な支援の母体となるようなことを少し前に加えていただければ、それでいいかと思います。よろしくをお願いします。

【花山会長】 よろしいでしょうか。そのほかではいかがでしょうか。

【小西委員】 表紙のことも、今よろしいでしょうか。

寒川町自殺対策計画というのは、仮の名称ということなのですが、これは、何を基本にこのようなタイトルとしたのでしょうか。他のところでも、こういった形でやっているのでしょうか。

【事務局】 この自殺対策計画という名称については、自殺対策基本法で市町村ごとに、全市町村がそれぞれの自治体の実情に応じた自殺対策計画というのを定めるということになっているので、そのまま自殺対策計画という名称を仮につけさせていただきました。

自治体によっては、もっと皆さんに親しんでいただくという言い方も変なのですけれども、より身近に感じていただくために、例えば茅ヶ崎市ですと、「いのち支えるちがさき自殺対策計画」というような名称をつけています。また、藤沢市では、自殺対策計画のあとに「～気づき つながる いのちを支える藤沢市～」というようなサブタイトルをつけていたりします。

ですので、これは最終的に計画をつくった段階で、町民の皆さんにより身近に考えていただけるように、サブタイトルやタイトルそのものをもう少し膨らましてつけているなどしていきたいと思っています。また、委員の皆様からもご意見をいただいたうえで、決めていきたいと考えております。

【小西委員】 寒川町自殺対策計画は、少し固いのではないかと思います。もう少

しみんなが受け入れやすいような何かよい言い方をお願いします。

**【事務局】** わかりました。今、ご意見にございましたとおり、自殺対策計画というストレートな名称ではなく、もう少し皆様に身近に感じてもらえるような、そういったタイトル、サブタイトルなりを事務局で幾つか検討させていただいて、また皆様からご意見を頂戴できればと思います。

もし、皆様からこういう感じはどうか、という提案などあれば、どうも行政職員は頭が固く、うまい言葉がなかなか難しいものですから、ぜひ、皆様のほうからこんなイメージでというのがございましたら、ご意見をいただけると助かります。

**【曾我委員】** 今、仮のサブタイトルとしてついている「誰も自殺に追い込まれることのない」というのは、少し直接的というか、非常に厳しい感じのする言葉なので、先ほどのほかの自治体のように「いのちを支える」とか「生きることを支える」とか、そういう文言のほうが、自殺というのがあまりにも直接的にはならないのではないかと思います。自殺をなしにはできないとは思いますが、少しやわらかくしていただいたほうが、町民の方が読むに当たってはいいいのではないかと思います。

**【花山会長】** では、その辺も含み置きいただきながら検討をお願いします。

そのほかはいかがでしょうか。

それでは、第1章につきましては、何点かありましたけれども、それらを考慮いただきながら、これまでの説明の案でよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、第2章を事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】** 素案の5ページをご覧ください。3段落目になります。

どのような資料に基づいて本計画における自殺の実態分析を行ったかについて、いただいたご意見をもとに修正させていただきました。

次に、7ページの中ほどの文章になりますが、「80歳」を「80歳代」と、「代」を1文字加えました。

また、下の自殺死亡率の図の中に「寒川町自殺率」「全国自殺率」と略称となっていた部分を、「寒川町自殺死亡率」「全国自殺死亡率」と変更しました。

7ページは以上です、次に8ページをご覧ください。

1行目の4のタイトルについて「職業の有無に見た自殺者の傾向」となっていたものを、ご意見をいただいたとおり「労働者の自殺の傾向」に訂正しました。

次に、10ページをご覧ください。

前は、地域自殺実態プロファイルにおいては、重点的に取り組む事項としてうたわれていたのですが、自殺者数が極めて少ないことからデ



一タの公表ができないため、「子ども・若者」という特性を除いた表記となっていました。今回は、「子ども・若者」について下に注釈をつけることで、「子ども・若者」の文言も掲載することとしました。

また、注釈については、庁内連絡会の委員より、「子ども・若者」だけでなく、「高齢者」、「生活困窮者」等の示す対象についても注釈を入れたほうがいいのではないかという意見があり、あわせて注釈を、少し長くなったのですが、つけさせていただきます。

この注釈については、地域自殺実態プロファイルを作成している自殺総合対策推進センターが作成した地域自殺対策政策パッケージから部分的に引用いたしました。

ただし、高齢者については、そのパッケージの中に明確な記載がなかったため、自殺総合対策センターに直接電話確認したところ、高齢者というのは一般的には65歳からと言えるけれども、65歳だからいきなり高齢者と線引きできるものでもないので、自殺対策推進センターの説明では、何歳からといった明確な定義はありませんという回答を得たので、このような曖昧な注釈になっております。

注釈があったほうがはっきりする部分もあるのですが、例えば、対象者が「高齢者」と「生活困窮者」両方に重なる部分もあるので、かえってややこしくなってしまうこともあるので、こちらについては、事務局のでも注釈をつけたほうがいいのかどうか悩んでおります。

悩んでいる中で、若干、注釈を変えたものも一緒に提示させていただいておりますので、ご意見をいただければと思います。

また、事前配付したものと、追加でお配りしたものの、どちらがいいかということだけでなく、そもそも注釈は要らないのではないかなどのご意見もいただければと思います。

以上です。

【花山会長】ありがとうございます。それでは、第2章についてご意見等はいかがでしょうか。

【小西委員】この注釈なのですが、結構ゆとりがあるので、そんなに文字を小さくする必要はないと思います。あと、この10ページをずっと読んでいきますと、これを読み取ることが難しい状況になっています。また、「ただし、寒川町の高齢者の自殺率は、全国自殺率と比べて大きく上回っており、また、そのなかでも同居人」で、この「なか」は必要ないような気がします。それから、その下の行の、「そのため、まず、この年代に重点を置いた取り組み」とありますけれども、「この年代」というのは、8ページで見ますと、この「70歳代」のことを指しているのか、または、単

に同居している高齢者を指しているのか。その辺をお聞きしたい。

【事務局】「この年代」につきましては、高齢者を指しています。高齢者は、一般的に介護保険などで言うと65歳からというのが多いのですが、警察の統計が10歳刻みになっている関係で、65歳からという数字が出ないので、プロフィール上は60歳からを使っているため、「この年代」とは、60歳以上の高齢者を指して使っております。

【花山会長】よろしいですか。

【小西委員】はい。

【花山会長】そのほかはいかがでしょうか。

【稲葉委員】ここの注釈、今、赤で入れていただいているのは、実際は全部黒ということによろしいですか。

【事務局】黒です。

【稲葉委員】グラフも全部黒で出てくるわけですか。

【事務局】基本的には黒です。

赤文字のところは、新しく加わったのがわかりやすいように、今回は赤にさせていただきます。

グラフは、フルカラーですと青系の色になるかと思えます。

【花山会長】よろしいですか。そのほかはいかがでしょうか。

文字の大きさについては。

【事務局】注釈の部分につきましては、ほかのページでも米印とか、花マークとか、全ての注釈の文字が、少し小さめな文字でついておりますから、このページだけ大きくするというよりは、全体、どのページも大きくする形になってしまいます。

そうすると、ページの割り振り上、少し難しいところがあるのですが、このポイントだと見にくいでしょうか。

【小西委員】端的に言うと、これを黒にした場合、余計、見にくいので、もしできれば、注釈はそのまま赤というわけにいかないですか。そのほうが、かえって、こうしてぱっとしたときに、見やすい気がしないでもないのですが。

【森井委員】すみません、私は、注釈なので、やはり大きいのと小さいので少し差があってもいいのではないかと。同じ字の大きさだと、同じものに見えてしまう部分があるから。同じ黒であるなら、この段を、もう少し下をあけて、注釈ということがはっきりとわかるように示されればよいと思います。小さい文字にしたほうが、少し差があってもいいのではないかと気がします。

【事務局】もしできましたら、本文と注釈というのを分けて表記をするという意

味で、少し小さめな字で注釈は統一させていただけたらと思います。

また、注釈の部分を赤字にしてしまいますと、逆に本文よりも注釈のほうが目立ってしまうのではないかとこのところ、できましたら同じ黒文字で表記をさせていただければと思います。

【花山会長】 よろしいですか。そのほかはいかがですか。

【井上委員】 9ページなのですが、事前に事務局にお話し少しつけ加えてもらったところがあります。同居人の有無の表のところ。9ページで言いたかったことは、60歳以上の自殺の方は、実は、同居しているところではないかと。ここを強調しないと意味がないと思ったので、合計の前に、同居あり、なしそれぞれの計を一行入れてもらったのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 少し急いで作成したもので、わかりづらい形になっていて申し訳ありませんが、検討をよろしくお願いします。

【花山会長】 それでは、一行追加するということでもよろしいですか。そのほかはいかがでしょうか。

【事務局】 10ページにもう一度戻らせていただきます。事前にお配りした10ページと本日配付させていただいた10ページ、何が違うかと言いますと、まず、本文の上から3行目のところ、米印がどこまでかかるかが少しわかりづらかったので、下線を引かせていただきました。

それから、「なお、『子ども・若者』については」の後、「児童・生徒等の自殺者数の内訳が、関連資料として示されておりますが」というのを加えました。また、少しくどくてわかりづらい表記となっていた「そのため、本章においても、…」以降の注釈を削除しました。

ほかにも、この注釈部分については、例えば高齢者、明確な年齢定義を設けていないのだけれども、寒川町の計画では、地域自殺実態プロファイルに従って60歳以上を対象とするという説明を、入れてもいいのではないかとこの意見もいただきました。ただ、反対に、重点施策の取組は、高齢介護課の事業が多いので、65歳以上を対象としているものが多く、そこと少し、取組と年齢がずれてくるということを考えると、入れたらいいのだろうか、入れないほうがいいのか悩んでいます。今、事務局として第1候補として考えているのが、今日、出させていただいた10ページの追加版となりますが、このページについてご意見をいただければと思います。

【花山会長】 わかりました。10ページの注釈の新しい案のほうでいいかどうかということでご意見をお聞かせいただけますでしょうか。

【高山委員】 アンダーラインはここでしか出てこないもので、やはり少し見にくい

というか、わかりにくいと思います。だから、それぞれ括弧の後に米印を入れたほうがわかりやすいのかなと思うのですが、一括してではなくて、「高齢者」(※)、「生活困窮者」(※)、「子ども・若者」(※)、「勤務・経営」(※)にしたほうがわかりやすく、統一されるのではないかと思います。

**【事務局】**今回、本文のところでアンダーラインがあるのはここだけでしたので、そうしましたら、「高齢者」の後に(※)、「生活困窮者」の後に(※)、「子ども・若者」の後ろにも(※)、「勤務・経営」(※)ということで、全部に米印を振らせていただいて、下の米印のところで説明をさせていただくというような形にさせていただきます。

**【花山会長】**そのほかにかがでしょうか。

**【曾我委員】**前回の会議に出席していないので、事情がわからないのですが、7ページのところで、「80歳以上」に、代を入れて「80歳代以上」と表記することになったというのですが、8ページ目には、5番の高齢者の自殺の傾向で、「女性は80歳代の人数が多くなっています」と書かれています。80歳以上が多くなっていますが、80代とは限らないです。90歳の場合もあります。ですので、ここは80歳代以上でなく、80歳以上でいいのではないかと思います。もしそろえるなら9ページ目の表も80歳代以上とかにするのかと思うのですが。私は80歳以上でいいのではないかと思います。

いずれにしても、統一をされたほうがよろしいのではないのでしょうか。

**【事務局】**事務局でしっかりとチェックができていなくて申し訳ございませんでした。こちらにつきましては、80歳代以上とするのか、80歳以上とするのか、検討させていただいて、どちらにしても各ページで同じ表記になるように統一を図らせていただきます。ありがとうございます。

**【花山会長】**よろしいでしょうか。そのほかにかがでしょうか。

では、先ほどの事務局からの提案があったように、注釈の部分は、最新の出されたもので行くということでよろしいですか。それでは、そのようにさせていただきます。

第2章全体を通しまして、まだ何かありましたらご意見をお聞かせください。

ないようでしたら、第2章につきましては、以上とさせていただきます。

続いて、第3章の説明を事務局よりお願いいたします。

**【事務局】**では、12ページをご覧ください。

第3章についてですが、基本施策、重点施策の項目名を変更しているため、施策体系図内の項目名も修正しました。

続きまして、13ページですが、「1 地域におけるネットワークの強化」のところで、連携機関名を加えてはどうかという意見がありましたので、連携機関名を加えさせていただきました。

「2 自殺対策を支える人災の育成」というところにつきましても、若干表現を変更いたしました。

続きまして、14ページですが、いただいたご意見をもとに、タイトルの「住民」というものを「町民」へ変更し、資料編として掲載を考えているeモニターのアンケートと結びつけた説明を加えました。

また、SOSを出さないほうが問題と読み取れてしまうのではないかとご指摘いただいた以前の表記を修正し、「SOSを出せる力を養うことが大切である」といった内容に修正しました。

15ページの「生きることの促進要因への支援」につきましては、何名かの委員から生きることの阻害要因をなくす取組だけでなく、もっと前向きな生きることの促進要因へと働きかける取組を増やしてはという意見をいただいておりますので、①として「生きがいきづくり活動の支援」という項目を新たに作成し、8つの取組を取り上げてみました。

8つの取組としては、健康スポーツ課の再掲から、生涯学習活動、高齢介護の活動、福祉の就労支援、保育・青少年の青少年育成活動などを入れております。

17ページにつきましては、教育相談の取り組み内容が簡単に書かれ過ぎているのではないかというご意見もございましたので、担当課とも相談をし、「子どもや保護者の発信するSOSを受け止め」という言葉と、「いじめ」という言葉を追加させていただきました。

また、「②の相談対策の充実」に限った話ではないのですが、そもそも、この主な取組はどういう順番で並べているのかというご質問をいただきましたので、再度、全体を通じて見直しを行いました。

施策項目とより関係度の高いものを上位に、また、対象を限定せず、広く捉えているものを上位にという流れで組み直してみました。

続きまして、19ページをご覧ください。

こちらは、いただいたご意見をもとに、説明部分について修正を行いました。

5-1の教育相談の内容につきましては、再掲ですので、先ほど説明させていただきましたとおりとなります。

21ページ、重点施策につきましては、生きがいきづくり活動の支援として取組を載せた2事業、「高齢者生きがいきづくり等支援事業」と「介護予防事業」についても、再掲という形で追加いたしました。

また、前回、ご意見をいただいたゲートキーパー研修については、「(2) 高齢者の地域支援体制の強化」の項目を作成し、高齢者に対する支援と項目を分けました。

第3章については以上です。

【花山会長】ありがとうございました。それでは、ご意見のある委員はお願いいたします。

【井上委員】13ページのところなのですが、下の主な取組のところ、ゲートキーパー養成研修が入っておりまして、その中の取組内容のところ、「自殺に気持ちが傾いた人」と書いてあるのですが、厚労省のホームページを見ますと、ゲートキーパーは、自殺の危険を示すサインに気がつきというふうに書いてあります。

ですから、自殺に対して気持ちが傾くという以前に、周りが、あれ？何か元気がないと気がつくとか、自殺の危険を示すサインに気がつくという、どちらの表現がいいのかと、少し思ったところなのですが。

もう既に気持ちが傾く前に、危険、あれ？と思ったときに、声をかけて、話を聞いて、必要なところに繋げるというのがゲートキーパーの役割なのですけれども。

一番上の行に、「さまざまな悩みや生活上の困難を抱え、自殺に気持ちが傾いた人に対するの早期の『気づき』が重要であることから」と書いてあって、これは、調べたところ、SNSなんかの相談事業のガイドラインには、自殺に気持ちが傾いた人と書いてありました。

ですから、これは間違いではないのですが、まずは、自殺に気持ちが傾いた人は、多分、SNSとかで自分で発信していく、自分で何かのホームページを見たら、どこかに繋がって、相談するとか、何かに繋がるのかと思って、上はいいのではないかと思ったのですが、ゲートキーパーに関しては、あれ？変だぞとか、いつも元気なのにとか、気づいたときに、声をかけられるというか、自殺に気持ちが傾いていなくても地域で見守る体制ができるといいのではないかと思います、少し表現を変えるのも一つの方法ではないかと思ったのですが。

【桑原委員】この「自殺に傾いた人」という表現をどう考えるということもなかなか難しい問題です。実は、厚生労働科学研究の一つに、地域での自殺対策推進に向けた対応ツールづくりをするという試みがありました。私もその研究班のメンバーだったのですが、その作業のなかで、自殺にかかる相談者のための対応マニュアルとして「自殺に傾いた人を支えるために～相談担当者のための指針～」自殺未遂者、自傷を繰り返す人、自殺を考えている人に対する支援とケア」が作られました。そのときに「自

殺に傾いた人を支援する」という表現を採用したのです。

それはなぜかというと、自殺の危険の程度は、人によってさまざまです。ですから、できるだけ軽い段階、それに気づいた早い段階で支援が行うことができればいいのではないかとということです。身近な人であれば、ほんとうに、あれ？いつもと違って食事が少ないとか、そういうようなことで自殺に傾いているということがわかります。必ずしもまさに自殺をしようとしている人への対応支援ということではないわけです。

しかも、自殺の危険の程度は、同じ人でも、一日単位、あるいは状況の変化によって変わるのです。死にたい気持ちというのが、いつもあるとかないとかということではなく、常にこの二つの極の間で変化しているのです。

そういう意味では、最初の自殺総合対策大綱での取り組みが始まったときには、危険を示す10のサインというのが示されたのですが、実は、それ以外にサインはもっとたくさんあるということがわかったことと、まさに自殺の危機に直面している人をなんとか止める手立てではなく、死にたいという気持ちに陥ったり、死に傾いたとき、そういう人に寄り添い、支えることが必要なのだということがわかってきました。それで、誰でもがこういう支え手としての役割をとれるようにしようということでゲートキーパー養成が目指されるようになったという経緯があります。

ただ、このゲートキーパーという言葉自体がとても重いですよ。直訳すれば、自殺への入り口を守る門番ということですから。ある神奈川県でのモデル事業を行ったとき、市の担当者から、ゲートキーパーなどという言葉を使ったら、市民の方々は怖がって誰もやる人がいないという意見が出て、「私のこころサポート」を基本にした「こころサポーター」というような表現にして、ゲートキーパー活動をする人を増やすこととしたことがありました。ですから、寒川町の計画書案でも、ゲートキーパーという国での表現は使っても、その説明の中ではこころサポーターという表現を使っているのだと思います。

というわけで自殺の危険の差し迫った人がまさに自殺への道に足を踏み出すその入り口を守る門番、自殺を押し止めるという重い役割をとる人という意味ではなく、自殺に傾いた人というもっと広い対象者に対し、家庭、学校、職場、地域といったいろいろな生活の場面で、身近で大切な人のいつもとは違う様子に気がついたときに、その人に寄り添い支え、生きる力を引き出し支えるといった、いわば少しやわらかい段階での支

援をゲートキーパー活動とするようになりました。—ですから、その辺を踏まえて町としてのゲートキーパー養成の目標をどう定めるかを考えていただくということだろうと思います。

【花山会長】ありがとうございました。

いかがですか、事務局では。

【事務局】ゲートキーパーについては今、桑原委員からもご意見をいただきましたけれども、注釈でも「自殺の危険を示すサインに気づき」というように入れさせていただいておりますし、1行目でも「自殺に気持ちが傾いた人」というような表現をさせていただいております。ですから、取組の中もそれに合わせて、「自殺に気持ちが傾いた人」ということで、危険を示すサインも含めて、気持ちがそちらに動いている人への気づきができるような、そういった人材の育成というニュアンスで、今回、こちらの表現をさせていただきましたので、できればこのままにさせていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

【花山会長】それでは、下の米印の注釈のところにも書いてありますのでどうでしょうか。

【井上委員】ここで、これを見たらよくわかると思います。

【花山会長】では、そのようにお願いいたします。

そのほかはいかがですか。

【稲葉委員】同じ13ページの1の「地域におけるネットワークの強化」でございますが、前回の2回目の会議を経て、「NPO法人、社会福祉協議会、保健所など、自殺対策に係る相談支援機関」と入れていただいたのだと思うのですが、もしその文章で行くのであれば、社会福祉協議会は外していただきたいと思います。

ただ、この内容の趣旨からいきますと、自殺の原因は、健康問題、生活苦、人間関係などがあるから、地域のさまざまな相談関係機関との連携が大事ですということであれば、社協は残してもらって、「自殺対策に係る」という文字をカットしていただけたらと思います。

【花山会長】いかがでしょうか。

【事務局】「自殺対策に係る」というのがあると、自殺対策という限定的な、狭い意味での相談と捉えられてしまうというご意見だと思いますので、自殺対策相談ではなくて、そのほかの生活、暮らし、人間関係などを含めたいろいろな相談の支援機関というニュアンスということですので、「自殺対策に係る」というところは削らせていただいて、さまざま要因に対応できるいろいろな相談機関というニュアンスで捉えていただけたらと思います。



【花山会長】 そのほかにかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、第3章につきましては、事務局のほうから幾つか修正版の出されたものを含んで、このような形でよろしいでしょうか。

それでは、第4章に移らせていただきますので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 23ページをご覧ください。

第4章については、(2) 進行管理のイの2行目の「し」が少しずれていたもので、そのあたりを修正してはどうかというご意見をいただいておりますので、表記、内容ではなく位置などの調整をさせていただきますが、ほかには大きな変更は、4章についてはございません。

説明できる部分なかったもので、4章ではないのですが、お配りさせていただきました生きる支援の関連施策一覧(案)について、追加で説明させていただきます。

こちらの生きる支援の関連施策については、総合計画の206の実施事業について各課に調査を行い、自殺対策の視点を加えた事業案を提案してもらいました。

206のうち、事業案を提案していただけたのは、こちらに載っている39提案になります。

この39提案を再度見直し、このまま関連施策とするか、仮に関連施策とする場合は、基本施策の例えばどれと関連するのか、重点施策のどれと関連するのかというのを、こちらで検討した結果がこの一覧になります。

この39提案のうち、黒で色づけされている4番につきましては、もともと担当課も自殺案はなしで、括弧でこういうことができる、協力はできるとなっていたので、これはなしというのを活かして関連施策には載せないという形をとりました。

計画自体の取り組みとなった部分などについては、ピンク色で色づけしてある8事業になるのですが、こちらは計画自体に載っているということから関連施策から外すこととしました。

残りの30事業を関連施策として、事業案の言い回しを若干変更しました。そちらが赤で示させていただいているものになります。

その後、再度見直しを行って、あと3カ所訂正を行いました。

まず、8番についてなのですが、自殺対策の視点を加えた事業案の欄に、「講座等開催時に自殺対策に関するチラシや啓発物品等の配布に協力することはできる」とありましたが、協力できるでは、事業案としては少し他人ごとではないかというご意見もいただきましたので、「に協力す

ることはできる」を消して、「配布をすることで、相談先情報の周知を図ることができる」という、若干、事業案としても積極的な表現に変えさせていただくこととしました。

続きまして、番号の28、子育て支援課の歯の予防の関係なのですが、同じく自殺対策の視点を加えた事業案のところ、「2歳児歯科健診、子どもに対する歯科検診」と2個併記していたのですけれども、担当課と相談し、「2歳児歯科健診」をカットして全体を示す「子どもに対する歯科健診」と変更しました。また、「健診」の「健」が検査の「検」になっていたのですが、こちらは健康の健なので、「歯科健診」と修正しました。さらに、最後の部分が、「可能。」で終わっているのですが、「可能である。」というように変えさせていただきました。

39番ですけれども、自殺の視点を加えた事業案というところで、「学校に生きづらいと思っている子どもたちにとって『安心して過ごせる居場所』となり得る可能性もある」とありましたが、なり得るだけで十分可能性があるという意味なので、「なり得る。」で「可能性もある」は消しました。

このような形で関連施策一覧は修正させていただきました。

なお、こちらについては、担当部課で、例えば環境課が行っている事業なら環境課でまとまっていたほうがいだろうということで、課ごとに機構順でまとめました。

関連施策一覧については、今ある事業を自殺対策の視点を加えた事業として見た場合どうなるかというものであり、パブリックコメントの意見をいただくといった部分ではないかと思しますので、パブリックコメントにつきましては、先ほどお示しした第1章から第4章までの案に表紙をつけた形で出していきたいと思っております。

なお、この関連施策一覧につきましては、市町村によって、資料編につけているところもあるのですが、寒川は3章の終わりぐらいに入ってくるのではないかと考えております。

説明が前後してしまいましたが、こちらの生きる関連施策一覧については、12ページの施策体系でいきますと、一番右側に縦書きで書いている「生きる支援の関連施策」に当たる部分になります。

4章の説明と関連施策については以上となります。

**【花山会長】** ありがとうございます。それでは、ご意見のある委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

**【井上委員】** 関連施策一覧作成、ほんとうに大変だったと思います。茅ヶ崎でも1700ぐらいを700に絞り、400に絞り、200に絞り、40幾

つに絞り、ものすごく大変な苦勞をしてここまで来たのだというのをすごく感じます。

ただ、この表頭のところの調査番号というのは、これは取ってもいいのではないかと思います。

**【事務局】** 調査番号は、前回206事業の資料を出させていただいて、その資料との整合性がわかるように残しましたが、取らせていただきます。

**【花山会長】** 質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、第4章についても、事務局のほうから修正を含んだ上で、新たに、今日、提案する形になっていますので、そちらの案でよろしいでしょうか。

それでは、第4章まで審議してまいりましたけれども、本日、素案の確定という回になっていますので、全体をもう一度見ていただきまして、ここで最終的にご意見が何かないかどうかという確認をさせていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

**【小泉委員】** 内容ではなくて恐縮です。目次なのですけれど、第2章のところの4と5については、これは8ページになりませんかでしょうか。

**【事務局】** 申し訳ありません。ページ番号は、修正をさせていただきます。

**【曾我委員】** 生きる支援の関連施策のところ、生活苦に対する支援があまり入っていないように思うのですが、確かに生活保護や生活困窮者の支援は県のほうの事務所でやっていますが、町の福祉課でも相談とかはもちろん受けているので、そういうあたりは、やはり何か入れなくてよろしいのかどうか。生活困窮というか、そういう相談窓口をしているものなので、このプロファイルなどを見ると、やはり生活苦というのは、欠かせないところではあるので、そのあたりは何かしら入れたりしないものなのでしょうか。

**【稲葉委員】** 今の意見に関連して、先程、社会福祉協議会の話が上がりましたが、直接的支援をしているのは、市町村社会福祉協議会ではなくて、県社協です。

**【曾我委員】** 今、郡部の生活困窮は、神奈川県で県社協がやっています。

**【稲葉委員】** そうすると、直接的支援のところ、NPOさんとか県社協。

**【曾我委員】** そのあたりをどのあたりで入れていいのか、わかりませんが、福祉課で相談を受けているわけだから、そういうものを入れるのがいいのではないかと思います。

**【事務局】** 生活困窮のネットワークなどの支援というのは、今、社会福祉協議会の稲葉委員からもお話があったとおり、県社協の事業としてやられているので、直接、町の福祉課の事業ではないと。今回、この生きる支援の関

連施策の一覧というのは、町の事業でという捉えで洗い出しをしている形になっているものですから、直接、町がやっている事業ではないとのことでは捉えております。

【井上委員】曾我委員が言ったことは、すごく自殺対策と関連しているので、施策一覧のところの19番、相談支援事業、これは障害者が自立した生活ということで、障害者に特化したような形で書かれているのですが、例えば「生活困窮者・障害者」とか、あるいは「等」を入れるとか、何らかの形で福祉課が行っている相談、実際に近づけた形でどうかと思ったのですが。窓口がないわけではないから。

【曾我委員】十分にいろいろ相談窓口を知っていただいて、それでうちに繋いでいただいたり、県社協につないでいただいたりして、一義的にはそちらで、町できちんと相談を受けていただいているので、あるいは民生委員さんからの情報が入ったりとかは町なので。入っていたほうが。

【事務局】決して生活困窮の相談窓口がないというわけではなく、こちらで言う事業名が、先ほども申し上げたとおり、総合計画に位置づけられている事業ごとで洗い出しをした形になっているものですから、それでこちらの福祉課の場合は、障害者向けの相談支援事業というのが町事業として総合計画にも位置づけがされているという形になっているのです。

そのため、生活困窮者の部分も庁内の連絡会の作業部会という担当者レベルの会議の中でも意見が出たのですが、町事業として実施しているものというのが、明確に予算とか事業としてはないという形になってしまっているものですから、それを載せてしまうと、ほかのところでやっている県の、例えば教育委員会でやっているいろいろな相談事業とか、ケースワーカーさんの派遣事業とかも全て網羅して載せることになるのか、そういった議論もありまして、町の計画で、町の事業というような区切りをし、今回、このような形にさせていただいております。

以上です。

【花山会長】よろしいですか。そのほかはいかがでしょうか。

【小泉委員】内容ではなく、表記の仕方なのですが、24ページで、町の自殺対策庁内連絡会の課の名前、その文字の大きさが少し小さいのではないかと。基本施策の中でも、ネットワークの強化の中の2番目に出てくる大きな組織なので、もう少し字を大きくしていただくと見やすいのではないかと。

【事務局】わかりました。そちらは対応させていただきます。

【花山会長】そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、全体を通しての確認を終了させていただきますが、修正が一部分入ってきています。この後、事務局で修正していただいたもののさら

なる確認ですが、日程をお聞きしていますと、かなりタイトなようですので、委員全員がというよりは、会長・副会長のほうで一つずつ確認させていただいて、事務局のほうにお返しするというような手順でもよろしいですか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、議題の2番のパブリックコメントの実施について、事務局からご説明をお願いいたします。

**【事務局】** パブリックコメントの実施についてですが、本日、確定した内容を会長・副会長に確認していただいた上で、もう一度、町の庁内連絡会にも報告をして、そのあと、全庁会議というものに報告をした上で、次第に記載させていただいたとおり、10月25日に町議会総務常任委員会協議会でパブコメの実施の報告をいたしまして、その後、自治会にもパブコメを行いますという回覧の依頼をさせていただきます。また、12月号の広報にパブコメの実施について周知を行い、パブコメ自体は、12月1日から、お正月休みが入りますので、1月5日までの実施を考えております。

パブコメ資料の閲覧場所ですが、通常、役場のロビー、担当課、町民センター、町民センター分室、南北の文化福祉会館、図書館、健康管理センター体育館となっており、これらには配置したいと思っています。また、ホームページやお知らせメールの配信などもあわせて行っていこうと思っています。プラスしてこんなところ閲覧場所を設けてはどうかというご意見があれば、お伝えいただければと思います。

以上です。

**【花山会長】** パブリックコメントの実施についてはよろしいでしょうか。

それでは、次第の5番、その他に移ります。委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。

事務局はいかがでしょう。

**【事務局】** 次回の会議のおおよその開催時期についてなのですが、パブリックコメントの意見をいただいて、それを集約した後になりますので、おおよそ2月ごろを予定しております。また日程調整などはさせていただきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

**【花山会長】** ありがとうございます。それでは、これにて本日の日程は終了となりますので、進行を事務局にお返しします。

**【事務局】** 花山会長、議事進行を大変ありがとうございました。委員の皆様も長時間にわたり、ほんとうにさまざまなご意見、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

	<p>おかげをもちまして、今日、パブリックコメントの素案という形でまとめ上げることができました。この後、先ほどご報告をさせていただきましたが、パブリックコメントを実施して町民の皆様からのご意見をいろいろいただく機会を設けております。</p> <p>ぜひ、委員の皆様も関連するところで、パブリックコメントをやっているから見てというようなアナウンスをしていただけると助かります。</p> <p>このようにタイトなスケジュールの中、委員の皆様には、ほんとうに細かい部分まで素案をお目通しいただき、さまざまなご意見をいただき、やっと今日、このような形でまとめ上げることができました。ほんとうにありがとうございます。感謝申し上げます。</p> <p>今後も、完成まであともう一息でございます。ぜひ、町の自殺対策計画の策定及び推進に今後もご協力をお願いしまして、閉会の言葉とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前配布資料 「(仮称)寒川町自殺対策計画(素案)」(修正版)</li> <li>・ 事前配布資料 生きる支援の関連施策一覧(案)</li> <li>・ (部外秘) 地域自殺実態プロファイル(2017、2018更新版) ← 会議後回収</li> <li>・ 当日配付資料 表紙・目次(案)</li> <li>・ 当日配付資料 「(仮称)寒川町自殺対策計画(素案)」10ページ部分</li> </ul>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>・ 曾 我 睦 実      ・ 小 西 悦 子 (令和元年12月27日確定)</p>